

日薬情発第 3 号
令和 8 年 4 月 2 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日本薬剤師会
副会長 渡邊 大記

電子処方箋管理サービスにおける処方箋等の提供に関する情報の送付方法及び
電子カルテ情報共有サービスにおける電子診療録等情報の提供等に関する情報
の送付方法等について（通知）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、厚生労働省医政局医療情報担当参事官室および厚生労働省医薬局総務課より、別添のとおり事務連絡がありましたのでお知らせいたします。

令和 8 年 4 月 1 日からの医療法等の一部（電子診療録等情報の利活用等の推進等）が施行されることにより、電子診療録等情報の提供に関する厚生労働大臣が定める情報の送付方法として、支払基金等が運営する電子カルテ情報共有サービスが定められました。

会務ご多用のところ誠に恐れ入りますが、貴会会員にご周知下さるようお願い申し上げます

事務連絡
令和8年4月1日

別記団体 御中

厚生労働省医政局医療情報担当参事官室
厚生労働省医薬局総務課

電子処方箋管理サービスにおける処方箋等の提供に関する情報の送付方法及び電子カルテ情報共有サービスにおける電子診療録等情報の提供等に関する情報の送付方法等について

標記について、別添のとおり、各都道府県知事、市区町村長、地方厚生（支）局長宛てに通知を発出しましたので、その内容について御了知いただくとともに、貴下団体会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

(別記)

公益社団法人 日本医師会
一般社団法人 日本病院会
公益社団法人 全日本病院協会
一般社団法人 日本医療法人協会
一般社団法人 日本社会医療法人協議会
公益社団法人 日本精神科病院協会
公益社団法人 全国自治体病院協議会
一般社団法人 国立大学病院長会議
一般社団法人 日本私立医科大学協会
一般社団法人 全国公私病院連盟
一般社団法人 日本慢性期医療協会
社会福祉法人 恩賜財団済生会
公益社団法人 日本歯科医師会
公益社団法人 日本薬剤師会
一般社団法人 日本病院薬剤師会
一般社団法人 日本保険薬局協会
一般社団法人 日本チェーンドラッグストア協会
一般社団法人 日本薬局協励会
日本赤十字社
国家公務員共済組合連合会
全国厚生農業協同組合連合会
社会福祉法人 北海道社会事業協会
独立行政法人 国立病院機構
独立行政法人 労働者健康安全機構
独立行政法人 地域医療機能推進機構
国立研究開発法人 国立がん研究センター
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター
国立健康危機管理研究機構
防衛省人事教育局衛生官
都道府県後期高齢者医療広域連合
社会保険診療報酬支払基金
全国健康保険協会
健康保険組合
健康保険組合連合会
公益社団法人 国民健康保険中央会

一般社団法人 保健医療福祉情報システム工業会
一般社団法人 医療情報システム開発センター

厚生労働省発産情 0401 第 3 号
厚生労働省発医薬 0401 第 9 号
令和 8 年 4 月 1 日

各
〔 都 道 府 県 知 事
市 区 町 村 長
地方厚生(支)局長 〕 殿

厚生労働大臣
(公印省略)

電子処方箋管理サービスにおける処方箋等の提供に関する情報の送付方法及び電子カルテ情報共有サービスにおける電子診療録等情報の提供等に関する情報の送付方法等について (通知)

医療法等の一部を改正する法律 (令和 7 年法律第 87 号。以下「改正法」という。) については、令和 7 年 12 月 12 日に公布されたところですが、改正法の一部 (電子診療録等情報の利活用等の推進等) が令和 8 年 4 月 1 日より施行されます。

今般、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則 (平成元年厚生省令第 34 号。以下「総確法施行規則」という。) に規定する処方箋及び調剤済みとなった処方箋並びに処方情報及び調剤情報の提供に関する厚生労働大臣が定める情報の送付方法並びに電子診療録等情報の提供に関する厚生労働大臣が定める情報の送付方法及び当該情報の閲覧に関する厚生労働大臣が定める表示方法について、下記のとおり定めましたので、貴職におかれましては、内容について御了知の上、貴管下の医療機関、薬局等に周知願います。

なお、「電子処方箋管理サービスにおける処方箋及び調剤済みとなった処方箋並びに処方情報及び調剤情報の提供に関する情報の送付方法について」 (令和 5 年 1 月 26 日付け薬生発 0126 第 3 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知) については、本通知発出日をもって廃止します。

記

1. 総確法施行規則第 9 条、第 10 条第 2 項、第 13 条、第 15 条第 1 項、第 16 条、第 18 条及び第 19 条の規定に基づき、処方箋及び調剤済みとなった処方箋並びに処方情報及び調剤情報の提供に関する情報の送付方法は、社会保険診療報酬支払基金及び公益社団法人国民健康保険中央会 (以下「支払

基金等」という。)が運営する電子処方箋管理サービスを介して、オンライン資格確認等システム外部インターフェイス仕様書及び電子処方箋管理サービス記録条件仕様で定めた仕様を満たすファイルを送付することにより行うものとする。

2. 総確法施行規則第 19 条の 3 及び第 19 条の 5 第 3 項の規定に基づき、電子診療録等情報の提供に関する厚生労働大臣が定める情報の送付方法は、支払基金等が運営する電子カルテ情報共有サービスを介して、オンライン資格確認等システム外部インターフェイス仕様書及び電子カルテ情報共有サービス記録条件仕様で定めた仕様を満たすファイルを送付することにより行うものとし、同項の規定に基づき、当該情報の閲覧に関する厚生労働大臣が定める表示方法は、電子カルテ情報共有サービスを介して、当該仕様を満たすファイルを表示することにより行うものとする。

※オンライン資格確認等システム外部インターフェイス仕様書、電子処方箋管理サービス記録条件仕様及び電子カルテ情報共有サービス記録条件仕様については、社会保険診療報酬支払基金が提供するシステムベンダ・事業者向けウェブサイト（医療機関等 ONS）において公表しております。